

日本介護経営学会倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 日本介護経営学会の会員が実施する調査研究に関して、その所属組織・機関の定める倫理審査手続きの他に、学会としての倫理審査を必要とする場合に、その調査研究の倫理的妥当性についての審査を適正かつ円滑に実施するため、日本介護経営学会倫理審査委員会（以下、委員会）を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、学会長の下に置く。

2 委員は、以下の要件を満たすよう学会長が委嘱する。

- (1) 介護経営学ならびに介護学分野の専門家が含まれていること
- (2) 介護経営の実務に通じた専門家が含まれていること
- (3) 保健、医療、社会福祉、住まい等介護隣接分野に通じた専門家が含まれていること
- (4) 男女両性で構成されていること
- (5) 3名以上であること

3 委嘱された委員は倫理的観点からの審査等に必要な知識を習得しなければならない。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長の指名は委員の互選とする。

3 委員長は、会務を統括する。

4 委員長に事故があるときに備えて、委員長は委員の中から職務代行者を指名する。

(委員会の審査対象と責務)

第5条 委員会は、様式1に基づき倫理審査に申請がなされた研究計画、研究経過及び研究計画変更等（以下「研究計画等」という。）の倫理的妥当性を審査する。

第6条 委員会は審査を行うに当たって、特に、次の各号に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) インフォームド・コンセントまたはインフォームド・アセントの取得方法および情報の収集・分譲の方法
- (2) 調査結果の分析および活用・公表の方法

- (2) 研究の対象となる個人の人権の保護および安全の確保
- (3) 調査情報の保管の方法
- (4) 利益相反の管理
- (5) 研究によって生ずるリスクと科学的な利益の総合的判断

(議事)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、合意または議決することはできない。

3 委員長は、持ち回りもしくは様式2の書面表決の方法により委員全員に審査を求め、その結果を委員会の議決に替えることができる。この場合、前号の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

4 審査の対象となる研究を申請した会員は、委員会の審議および意見の決定に同席してはならない。ただし、委員会の求めに応じて、会議に出席し、当該研究に関する説明を行うことはできる。

5 委員会は、審査の対象、内容等に応じて、有識者に意見を求めることができる。

6 委員会は特別な配慮を必要とする者を研究対象者とする研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めなければならない。

7 審査の判定は、出席委員の全会一致を原則とする。全会一致に至るまで審議を尽くすものとする。

8 判定は、次の各号に掲げる表示による。承認の条件、変更の勧告をする理由、承認しない理由、該当しない理由等については付記するものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告（要再申請）
- (4) 不承認
- (5) 非該当

9 委員長は、委員会の判定結果について、様式3により速やかに申請者に通知しなければならない。

10 審査経過および判定結果は記録として10年間保存するものとする。

(不服申し立ておよび変更の申請)

第8条 委員会の決定に対して、申請者から書面をもって不服申し立てがあった場合は、委員会は不服の内容を検討し、検討結果を不服申し立て者に通知しなければならない。

第9条 申請者から委員長に対して、様式4による承認された研究計画等の変更申請が出された場合は、委員会は本規程に従って審議をしなければならない。

第10条 申請者から委員長に対して承認された研究について、研究中止届が出された際には、委員会はその事実を確認しなければならない。

第11条 申請者から委員長に対して、様式5による研究終了届が出された場合は、委員会はその内容を確認しなければならない。

(事務局)

第12条 委員会事務局（以下「事務局」という。）を、研究担当副会長の下に置く。

2 事務局は、委員会に係わる庶務を行う。

3 事務局において事務に従事する者は、倫理的観点からの審査等に必要な知識を習得しなければならない。

(守秘義務)

第13条 委員会の委員は、審査等を行う上で知り得た個人および研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は事務局で事務に従事する者について準用する。

(規程の改正等)

第11条 この規程の改正等については、委員会の議を経て、学会理事会が決定する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学会長が委員会に諮り、かつ、理事会の承認を得て別に定める。

附則 1. この規程は、2015年7月12日より施行する。